ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

Press Release

厚生労働省北海道労働局
帯広公共職業安定所　発表
令和８年１月２１日（水）

担当
帯広公共職業安定所
所長　蒔田　眞也
専門援助部門
統括職業指導官　髙橋　博之
電話（０１５５）２３－８２９６
（部門コード４３＃）

令和７年 障害者雇用状況の集計結果

（令和７年６月１日現在）

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、身体障害者、知的障害者、精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用義務がある事業主等から、毎年６月１日現在における障害者の雇用状況についてハローワークへの報告を求めています。

帯広公共職業安定所管内の令和７年６月１日現在における雇用状況に関する集計結果は以下のとおりです。

Ⅰ　概　　要

法定雇用率適用区分		法定雇用率	実雇用率			法定雇用率達成割合		
			帯広所	北海道	全国	**帯広所**	北海道	全国
民間企業		％ 2.5	**％ 2.49**	％ 2.57	％ 2.41	**％ 49.7**	％ 49.2	％ 46.0
地方公共団体	都道府県知事部局、都道府県機関、市町村長部局及び下記以外の市町村の教育委員会等	％ 2.8	**％ 2.58**	％ 2.60	％ 2.80	**％ 66.7**	％ 59.9	％ 71.2
	都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会	％ 2.7	**％ 1.23**	％ 2.54	％ 2.31	**％ 0.0**	％ 50.0	％ 42.6
独立行政法人等		％ 2.8	**％ 2.59**	％ 2.42	％ 2.67	**％ 100.0**	％ 69.2	％ 66.0

※　雇用障害者数が法定雇用障害者数（算定基礎労働者数×法定雇用率。小数点以下切捨て）以上であれば、実雇用率にかかわらず法定雇用率達成となる。

◎ 集計結果のポイント　＜帯広公共職業安定所管内＞

【 民間企業（４０．０人以上規模の企業）】（法定雇用率２．５％）

○　集計企業数は　**２９０社**（対前年比　７．４％、　２０社増加）

○　雇用率の算定基礎となる対象労働者数は　**４０，１５６．０人**（対前年比　５．９％、２，２３１．０人増加）

○　雇用されている障害者の数は　**１，０００．０人**（対前年比　６．７％　６３．０人増加）

○　実雇用率は　**２．４９％**(対前年比　０．０２ポイント増加)

○　法定雇用率達成企業数は　**１４４社**(対前年比　５．１％、７社増加)

○　法定雇用率達成企業の割合は　**４９．７％**(対前年比　１．０ポイント減少)

【 公的機関 】(法定雇用率２．８％、一定の教育委員会２．７％)

○　２．８％の法定雇用率が適用される機関：

対象機関数は、**２１機関**(対前年比　１機関増加)

実雇用率は　**２．５８％**(対前年比　０．０３ポイント増加)

達成機関数は、**１４機関**（対前年比　増減なし）

法定雇用率達成機関の割合は　**６６．７％**(対前年比　３．３ポイント減少)

○　２．７％の法定雇用率が適用される機関：

対象機関数は、**１機関**(対前年比　増減なし)

実雇用率は　**１．２３％**(対前年比　０．１４ポイント減少)

達成機関数は、**０機関**(対前年比　１機関減少)

法定雇用率達成機関の割合は　**０．０％**(対前年比　１００．０ポイント減少)

【独立行政法人等】(法定雇用率２．８％)

対象法人数は、**２法人**(対前年比　増減なし)

実雇用率は　**２．５９％**(対前年比　０．３７ポイント減少)

達成機関数は、２機関(対前年比　増減なし)

法定雇用率達成機関の割合は　**１００．０％**(対前年比　増減なし)

このため、帯広公共職業安定所では、

民間企業については、

◎　雇用されている障害者数は増加した一方、管内企業の５０．３％が法定雇用率を未達成であるため、今後とも各企業が法定雇用率を達成するよう指導に努めてまいります。

◎　また、帯広公共職業安定所では、上記の法定雇用率達成指導を強化するとともに、障害を持つ求職者の紹介、雇い入れに対する助成金等の活用促進、福祉施設と連携したチーム支援の充実、ジョブコーチ等を活用した職場適応・職場定着の推進により、法定雇用率未達成企業に対する障害者の雇い入れ支援にも努めてまいります。

地方公共団体及び独立行政法人等については、

◎　民間企業に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから、未達成の機関等に対する達成指導を強力に実施することとしています。

Ⅱ　民間企業における雇用状況

○　障害種別の雇用障害者数の推移　（帯広公共職業安定所管内）

＜障害者の数（人）＞

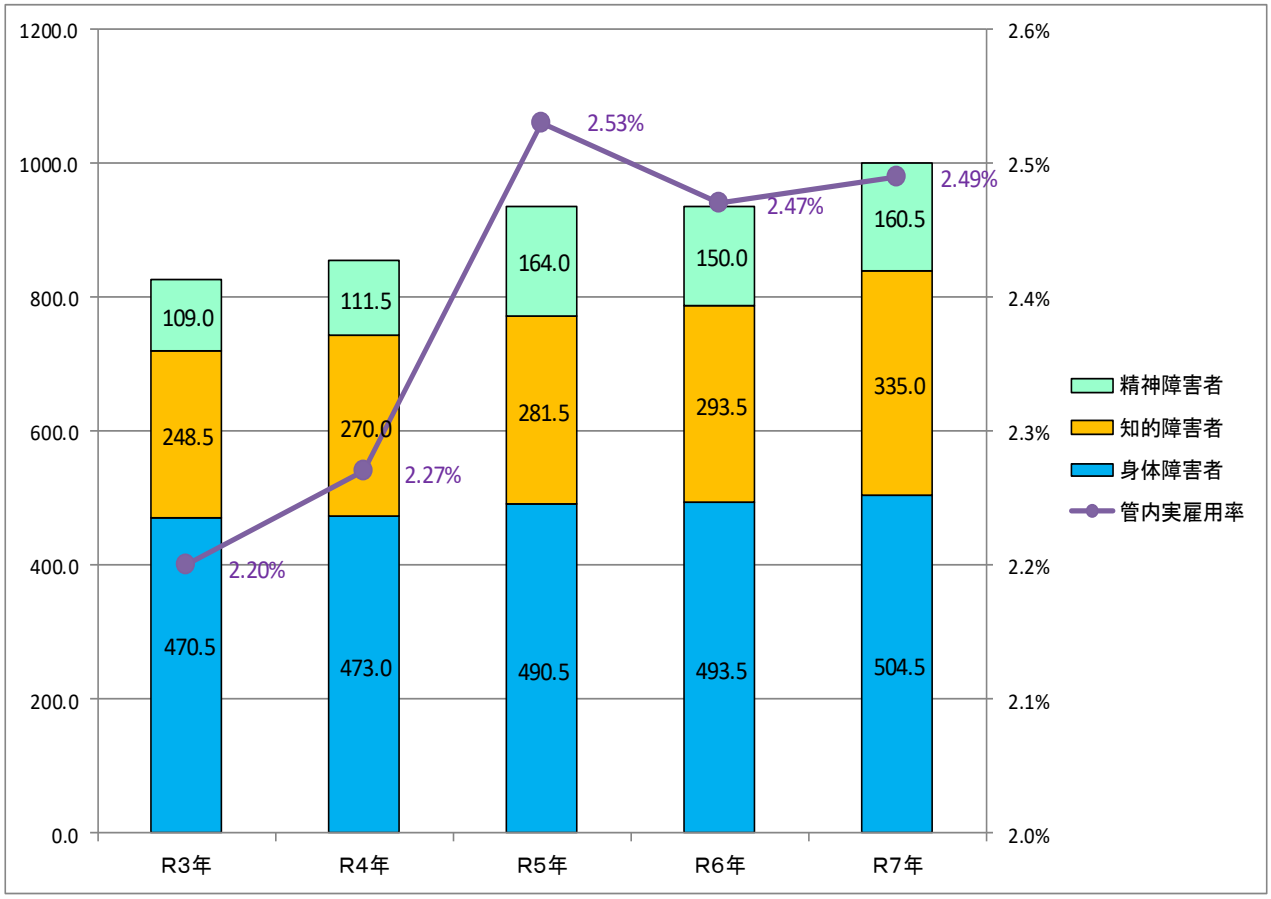

		令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
対象労働者数		37,584.5	37,640.0	37,067.0	37,925.0	40,156.0
障害者全数		828.0	854.5	936.0	937.0	1,000.0
	身体障害者	470.5	473.0	490.5	493.5	504.5
	知的障害者	248.5	270.0	281.5	293.5	335.0
	精神障害者	109.0	111.5	164.0	150.0	160.5
実雇用率（%）		2.20	2.27	2.53	2.47	2.49

Ⅲ　地方公共団体における在職状況

○　法定雇用率２．８％が適用される機関の雇用率の推移

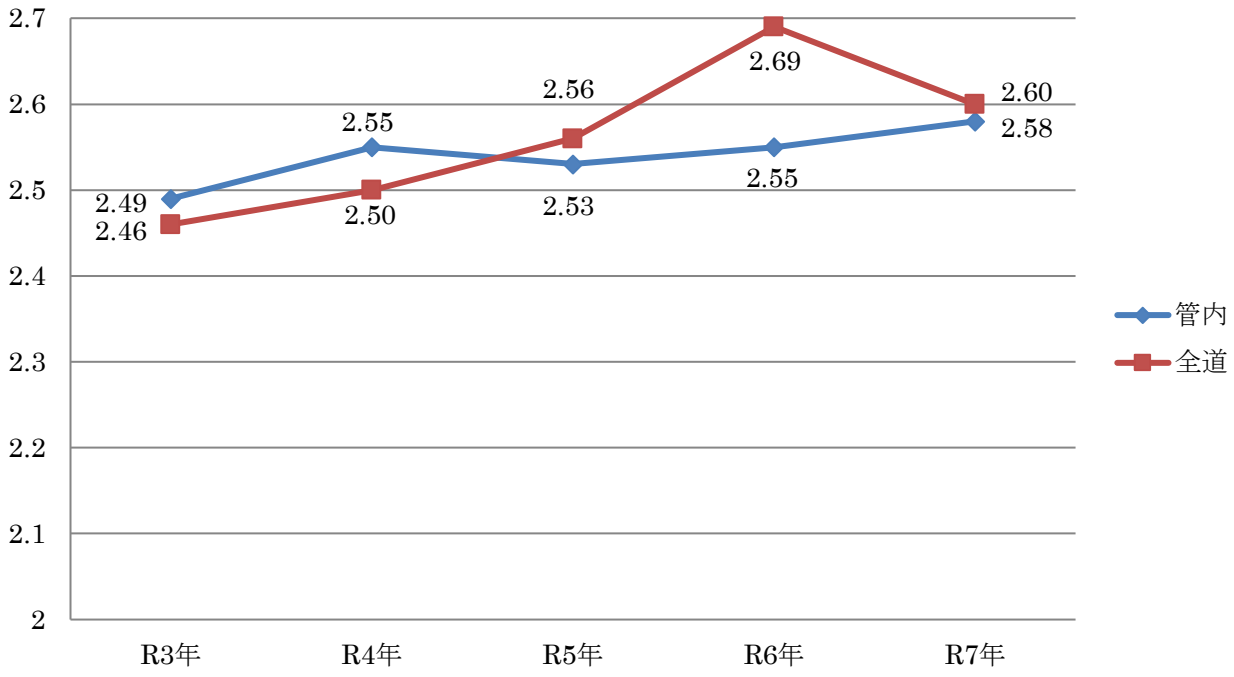

○　法定雇用率２．８％が適用される機関の在職状況（障害種別等）

区　分		① 機関数	② 対象職員数	③ 障害者の数			④ 実雇用率	⑤ 法定雇用率 達成機関 の数	⑥ 達成割合
				身体障害者	知的障害者	精神障害者			
		機関	人	人			%	機関	%
管内	Ｒ７年	21	5,677.5	119.5	7.5	19.5	2.58	14	66.7
	Ｒ６年	20	5,331.5	113.0	6.0	17.0	2.55	14	70.0
北海道	Ｒ７年	227	86,040.0	1,805.0	77.0	355.5	2.60	136	59.9
	Ｒ６年	222	80,469.5	1,761.0	68.5	334.5	2.69	136	61.3

◎法定雇用率とは　　（　参　考　）

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（**法定雇用率**）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- ○　**一般の民間企業　・・・・・・・・・・・・・２．５％**
- ○　**独立行政法人等　・・・・・・・・・・・・・２．８％**
- ○　**国、地方公共団体　・・・・・・・・・・・・２．８％**
- ○　**都道府県等の教育委員会　・・・・・・２．７％**

※　重度身体障害者又は重度知的障害者については、その１人の雇用をもって、２人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※　重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（１週間の所定労働時間が２０時間以上３０時間未満の労働者）については、１人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、０．５人分としてカウントされる。

※　精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その１人をもって１人分としてカウントされる。

※　重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（１週間の所定労働時間が１０時間以上２０時間未満の労働者）については、０．５人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導

○「障害者雇入れ計画」とは

未達成企業のうち、障害者雇用率を相当下回っており、ある程度の期間にわたって継続的かつ計画的に障害者を雇い入れしなければ、その達成が困難と認められる企業の事業主に対して、公共職業安定所長が障害者雇入れ計画（２年間）の作成を命ずることとなっている。

○「障害者雇入れ計画作成命令」の発出基準

今後の雇入れ（過去３年間の新規労働者雇入れ数 ≧ 不足数）が見込まれており、次の①から③のいずれかに該当する企業の事業主

① 実雇用率が前年度全国平均実雇用率未満（令和６年 ２．４１％）かつ不足数５人以上

② 法定雇用障害者数が３～４人（対象労働者数１２０人以上２００人未満規模の企業）であって、雇用障害者数が０人の企業

③ 不足数１０人以上の企業

事業主の皆様へ

障害者雇用のための支援メニューのご案内

ハローワークでは採用の準備～採用後の定着まで、様々な支援を行っています。

STEP１　まずはハローワークへご相談を！

- 同業他社の障害者雇用の事例などを元に、業務の切り出し・創設
- 社員研修（精神・発達障害者しごとサポーター養成講座）の実施
- 障害者雇用を具体的にイメージするための、特別支援学校の見学など各種イベントのご案内　※ハローワークにより実施時期や頻度は異なります

STEP２　受け入れ体制を整え、求人募集を開始

- 貴社の求人内容と応募者の障害特性を考慮したマッチング
- 労働条件や求人募集方法についてのご相談
- 受け入れの体制を整えるための情報提供

STEP３　採用・雇入れ～そして定着へ

- 雇入れ後にご利用いただける各種助成金制度（次頁参照）
- 各種支援機関と連携した定着支援
  （地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校などとのケース会議や、ジョブコーチ支援など）

さらに詳しいご案内は
こちらからご確認ください

次頁にも支援メニューがございます

○雇入れのきっかけづくり（トライアル雇用助成金）

障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース

【障害者トライアル雇用】
安定所等の紹介により障害者を原則3ヶ月間雇用することにより障害に対する理解を深めていただき、その後の常用雇用のきっかけづくりを進める制度です。

【障害者短時間トライアル雇用】
週10時間以上20時間未満の労働時間で、3～12ヶ月間雇用し、最終的に週20時間以上の常用労働者となることを目指す制度です。精神障害者、発達障害者が対象です。

○雇入れに活用できる助成金制度（特定求職者雇用開発助成金）

特定就職困難者コース

安定所等の紹介により身体・知的・精神障害者を継続して雇用する労働者として雇入れた事業主に対して、賃金の一部に相当する額を助成する制度です。

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース

発達障害者や難病のある人を安定所等の紹介で雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に助成を行います。

○職場定着に活用できる助成金制度(キャリアアップ助成金)

障害者正社員化コース

障害者である労働者の職場定着を図るために、有期雇用等から正規雇用等のより安定した雇用形態に転換した事業主に対して助成する制度です。

各助成金の支給額・支給要件の詳細については、お近くのハローワーク・労働局へお問い合わせください。

◇関係機関との連携した支援

北海道障害者職業センター

障害者本人への就業に向けた相談・支援のほか、事業所への障害者の雇用管理に関する支援やジョブコーチの派遣等を行っています。

札幌に本所、旭川に支所があります

ジョブコーチ（職場適応援助者）

障害者の職場定着を図るためにジョブコーチが会社に出向き、障害者本人、事業主等に支援を行います。

職場にて作業能率をあげる、作業ミスを減らすための支援や障害に配慮した対応方法についての助言・援助等を行います。

障害者就業・生活支援センター

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者や雇用している事業所に対し、事業所への訪問などにより相談・助言を行います。

札幌、石狩、旭川、函館、釧路、帯広、北見、小樽、伊達、苫小牧、名寄、岩見沢に設置しております。